

令和6年度

佐久市交通安全対策実施計画(案)



佐久市交通安全対策協議会

目次

第1章 道路交通環境の整備

- 1 交通安全施設等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 その他道路交通環境の整備・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 交通安全意識の普及徹底

- 1 交通安全教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 交通安全運動の推進・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 救助・救急体制の整備

- 1 救助・救急体制の整備・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 ドクターヘリ・ドクターカーの活用促進・・・・ 10
- 3 救急法の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第4章 被害者援護体制の充実・・・・・・・・・・ 12

第5章 鉄道交通の安全に関する施策・・・・ 13

第6章 通学路の交通安全対策・・・・・・・・・・ 14

令和6年度事業方針			
1 交通安全施設等の整備			
(1) 公安委員会に関する事項			
交通安全施設整備については、急速な人口減少と動態の変化への対応のほか、将来にわたり必要な交通安全施設等を整備し、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための各種施策を持続的に推進していきます。			
ア 交通実態に即した交通規制の実施			
(ア) 不要な信号機の撤去			
信号機の設置基準に照らし、基準外の信号機については、積極的な撤去を実施します。			
(イ) 不要な交通規制の改廃			
実勢速度と乖離した速度規制、小学校の統廃合等により横断需要のなくなった横断歩道等、交通実態に適合していない交通規制に関して改廃を検討します。			
(ウ) 重複標識の集約			
同一内容の道路標識が重複して設置され、必要性が低下している標識を集約します。			
イ 道路標識・標示の整備			
(ア) 変化する交通環境から児童、高齢者等の交通弱者の保護を目的とした走行速度の抑制等、安全・快適な歩行空間を創出するための交通規制等の実施及び通学路や生活道路における安全対策を推進します。			
(イ) 道路標識の視認性向上のために、道路標識の高輝度化を推進するとともに景観及び環境に配慮した標識の整備を推進します。			
(ウ) 事故多発交差点に対する事故防止対策を推進します。			
(エ) 速度、駐車禁止等交通規制の見直しを含め、交通環境状況に応じた安全施設の整備を推進します。			
令和6年度実施計画			
区 分		事業量	場所・内容等
信号	信号機改良(予定)	10基	望月宿入口ほか9基
	信号機新設(予定)	1基	取出町相生交差点(移設)
標示 標識	横断歩道新設(予定)	0箇所	
	一時停止新設	0箇所	
	既設道路標識補修	30本	市内老朽化標識交換
	既設道路標示補修	3500m	市内横断歩道・停止線等

※実施計画記載事項は、設置を確約するものではありません。

令和6年度事業方針

(2) 道路管理者に関する事項

ア 国道及び県道

(ア) 安全で快適な交通環境の整備

- a 交通事故の発生実態や高齢者等交通弱者の道路利用実態を踏まえた交通安全施設整備を推進し、安全で快適な交通環境の改善に努めます。
- b 安全でスムーズな道路交通を確保するため、交差点の改良や歩道の整備を推進します。
- c 通学路の安全を確保するため、歩道の整備及び交通安全施設の整備を推進します。

令和6年度実施計画

		工種	実施量	実績費 (千円)	摘要
法に基づく交通安全施設	第1種	歩道	60m	9,000	伴野～鳴瀬
			340m	100,000	志賀拡幅 (道路拡幅改良工含む)
			70m	7,600	平塚
		歩道切下げ			
		視覚障害者用ブロック			
		自転車歩行者道			
		地下横断歩道			
	第2種	その他(横断歩道橋)			
		道路照明			
		防護柵			
		道路標識			
		区画線	17.2km	7,469	(国)141号他
		視線誘導線			
		道路反射鏡			
その他	その他(転落防止柵)				
	その他(ポラード)				
	グリーンベルト標示				
	歩道舗装				
	草刈	60,000 m ²	12,000	(国)141号他	

令和6年度事業方針

イ 市道

市道における交通安全対策のため、道路反射鏡・防護柵・区画線・交差点改良等の安全施設整備を実施することにより、市民の交通安全や利便性を図ります。

(ア) 事業

カーブミラー及び防護柵の設置、区画線、グリーンベルト等の整備を実施します。

令和6年度実施計画

		工種	事業量	事業費 (千円)	摘要	
法に基づく交通安全施設	第1種	歩道				
		歩道切下げ				
		視覚障害者誘導用ブロック				
		自転車歩行者道				
		地下横断歩道				
		その他				
	第2種	道路照明				
		防護柵	150m	3,000		
		道路標識	5 基	1,000		
		区画線	20,000m	12,000		
		視線誘導線				
		道路反射鏡	50 基	14,000		
	その他	その他				
グリーンベルト標示		2,000m	10,000			
カラー舗装						
草刈		200km	9,500			

令和6年度事業方針

ウ 農道

(ア) 農道、また市道であっても農道が主な用途である道路については、区要望を中心に、農業用車両、一般車両が安全に通行できるよう、平坦性の確保や改良を、効果的な工法を用いて行います。

(イ) 交通の安全を確保するため、高低差の危険個所にはガードレールや転落防護柵などの安全施設を設置します。

エ 林道

(ア) 林道については、区要望を中心に、施業用車両、一般車両が安全に通行できるよう、平坦性の確保や改良を、舗装打ち換えによる長寿命化の視点も取り入れながら、効果的な工法を用いて行います。

(イ) 視距確保のための高枝切や、草刈を実施することにより林道の安全確保に努めます。

令和6年度実施計画

農道

舗装新設	砕石支給	生コン支給
500m	500 m ³	300 m ³

林道

舗装新設	不陸整正	高枝切	草刈
100m	500 m ²	500m	130,000m

令和6年度事業方針

2 その他道路交通環境の整備

(1) 放置自転車対策

道路交通の安全確保及び道路環境の整備を図るため、道路管理者は学校教育機関及び交通管理者として、地域の実情に即した環境整備対策を講じます。

また、既存の自転車駐輪場の利用促進を図るとともに、自転車駐輪場の整備、整頓に配慮し、歩行空間の確保に努めます。

(2) 法定外交通安全看板の設置

市内の交通危険箇所等に、速度抑制、一時停止、徐行等を徹底させるための法定外看板を設置し、通行車両等に注意喚起を行い、交通安全を推進します。

令和6年度実施計画

(1) 放置自転車対策

佐久市自転車等の放置防止に関する条例に基づき、交通の妨げとなる放置自転車を排除し、自転車通行及び歩行者の通行を確保することにより、放置自転車が原因となる交通事故を防止するため、次の事項を実施します。

ア 通学に自転車を利用する高校生等の学校と協力して、自転車放置防止の指導を行います。

イ 市営駐輪場、市道等歩道上の放置自転車を管理者権限により適宜排除します。

(2) 法定外交通安全看板の設置

市内各区からの要望に基づき、自動車等の運転者に対する交通事故防止注意喚起看板を作成し、要望区等に交付します。

第2章 交通安全意識の普及徹底

市環境部生活環境課

令和6年度事業方針

1 交通安全教育の推進

交通安全教育は、家庭での教育から始まり、学校における組織的・体系的な教育、運転者の資質向上の教育、高齢者への教育に至るまで、生涯にわたって段階的かつ継続的に推進する必要があります。

このため、心身の発達段階、道路交通への参加の態様等に応じて、教育の様々な場面を活用し、交通安全教育の推進を図ります。

(1) 保育所、幼稚園、学校等における安全教育

学校教育等の場においては、人間形成の一環として、人命尊重及び遵法の精神に立脚し、交通事故から自分の生命を守る知識、能力及び行動等を習得させ、交通安全の優れた実践者を育成するため、計画的に教育を推進します。

(2) 社会教育における交通安全指導

広く住民に交通安全意識の浸透を図るため、社会教育の場と機会を活用して、交通安全意識の高揚に努めます。

2 交通安全運動の推進

(1) 季別の交通安全運動

季別に実施される交通安全運動に伴い関係機関と連携協力し、交通事故発生状況を踏まえた交通安全啓発、指導、教育活動を展開し、交通事故防止に効果的な対策を推進します。

(2) その他年間を通じて行う交通安全活動

ア 高齢者の交通事故防止と運転免許証自主返納者への支援

イ 通学路の交通事故防止対策

ウ 自転車安全利用の促進(ヘルメット着用・保険加入)

エ シートベルト及びチャイルドシートの着用率向上

オ 飲酒運転の根絶

(3) 啓発日の設定

家庭、地域、学校では啓発日を活用して各種の行事を実施するなど、一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ります。

(4) 緊急対策等の実施

ア 交通死亡事故現地診断の実施と再発防止検討会の開催

イ 広報啓発活動による周知と安全意識の醸成

ウ 交通死亡事故多発非常事態宣言の発令

令和6年度実施計画	
保 育 所 幼 稚 園	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所・幼稚園の要請に応じて、警察、交通指導員会等と連携して交通安全教室に参加し、園児・保護者の交通安全意識の高揚を図ります。 2 保護者会・PTA等の協力を得て、地域・家庭ぐるみの交通安全教育を推進し、交通安全意識の高揚を図ります。 3 PTA・地域の交通安全協会等の協力による保育所・幼稚園施設周辺における街頭指導を行います。 4 交通安全教育DVD、再生機器の無償貸出しを行い、交通安全教育の支援を行います。 5 保育所・幼稚園のお散歩ルートについて、危険箇所を把握するため、警察・道路管理者等と連携を図り、安全なルート選定を行います。
小 学 校 中 学 校	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校・警察・佐久市交通指導員会等と連携して、交通安全教室を開催し、児童・生徒の交通安全意識の高揚を図ります。 2 交通安全啓発品を配布し、交通安全意識の高揚を図ります。 3 市内在住の小学校2年生に交通安全養育教材を配布し、児童及びその家族の交通安全意識の高揚を図ります。
高 齢 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域や佐久市シニアクラブ連合会等の要請に応じて出前講座を開催し、高齢者の交通安全意識の高揚を図ります。 2 シルバー人材センター等の高齢者支援組織と連携し、高齢ドライバーを対象とした交通安全教育を実施します。 3 交通安全教育DVD、再生機器の無償貸出しを行い、交通安全教育の支援を行います。 4 運転免許証自主返納制度の周知と運転免許証自主返納者への支援を行います。
地 域	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報紙やFM、ケーブルテレビ等を活用した広報啓発活動を行います。 2 防災無線を活用し、季別交通安全運動の実施を周知するほか、交通死亡事故発生時には、遅滞なく交通安全の注意喚起を行います。 3 交通安全教育DVDの貸出しを促進する等、広く市民の交通安全意識の高揚を図ります。 4 自転車利用者に対し、自転車利用時のヘルメット着用や交通ルールの順守を図ります。

季別 交通安全 運動	春の全国交通安全運動 4月6日(土) ～4月15日(月) 10日間	広く県民に交通安全知識の普及と交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるよう呼びかけます。 ・交通安全人波作戦・広報啓発
	夏の交通安全やまびこ運動 7月11日(木) ～7月20日(土) 10日間	夏の行楽・帰省シーズンにおける、交通事故を防止するための交通安全を呼びかけます。 ・交通安全人波作戦・広報啓発 ・交通安全啓発品の配布
	秋の全国交通安全運動 9月21日(土) ～9月30日(月) 10日間	広く県民に交通安全知識の普及と交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるよう呼びかけます。 ・交通安全人波作戦・広報啓発 ・交通安全啓発品の配布・夜光反射材の普及
	年末の交通安全運動 12月15日(日) ～12月31日(火) 17日間	年末は飲酒の機会が多く、降雪や凍結等の道路環境の悪化も加わり、交通事故の多発が予想されるため、広く県民及び県外者に交通安全を呼びかけます。 ・交通安全人波作戦・広報啓発 ・交通安全啓発品の配布・夜光反射材の普及 ・飲酒運転撲滅活動
交通事故 防止市民 週間	夕暮れが早まる11月以降、夕方・夜間の交通事故が増加する傾向にあり、過去にも市内での死亡事故が複数件発生していることから、市民総ぐるみで交通事故を防ぐ市民週間を実施します。(11月実施予定)	
啓発日の 設定	1 交通安全の日 毎月5日と20日 佐久市交通指導員等による街頭指導、広報、啓発活動を強化します。 2 シートベルト啓発の日(シートの日) 毎月4日、14日、24日 シートベルト・チャイルドシート着用の徹底を図るための広報啓発活動と街頭指導を強化します。	

<p>緊急対策等の実施</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地診断の実施 <p>死亡事故が発生した場合、関係機関・団体に参集を求め、現地診断を実施するとともに再発防止検討会を開催して、迅速な再発防止対策を講じます。</p> 2 広報啓発活動の強化 <p>交通事故の発生実態や特徴を踏まえ関係機関等と連携し、文書回覧、放送施設等による広報啓発活動を強化し、市民の交通安全意識の高揚に努めます。</p> 3 交通死亡事故多発非常事態宣言 <p>交通事故が例年より相当早いペースで発生、または一定期間連続して発生するなど市民の日常生活に大きな危険と脅威を与える事態に至った場合には、「佐久市交通安全条例」に基づき「交通死亡事故多発非常事態宣言」を発令し、市民総ぐるみで交通安全意識の高揚を図り、交通死亡事故の発生を抑止します。</p>
-----------------	--

第3章 救助・救急体制の整備

佐久消防署・川西消防署・北部消防署

令和6年度事業方針
1 救助・救急体制の整備 2 ドクターヘリ・ドクターカーの活用促進 3 救急法の普及
令和6年度実施計画
1 救助・救急体制の整備 (1) 佐久消防署 公私にわたり交通ルールを遵守し緊急自動車運転時の交通事故防止に取り組み、経験未熟な若年化する組織内においては多岐にわたる訓練を取り入れ、現有する資器材を有効に活用し、質の高い事故対応力を学習し救助・救急体制整備に努めます。 (2) 川西消防署 出動車両の法定点検及び始業前点検の実施。救助・救急における各種資器材の点検及び訓練を実施します。救急指定病院との事例検討会等を通じ、交通外傷の処置方法を習得します。 (3) 北部消防署 公私にわたり交通ルールを遵守し緊急自動車運転時の交通事故防止に取り組み、経験未熟な若年化する組織内においては多岐にわたる訓練を取り入れ、現有する資器材を有効に活用し、質の高い事故対応力を習得し救助・救急体制整備に努めます。
2 ドクターヘリ・ドクターカーの活用促進 (1) 佐久消防署 救急隊員として交通事故現場における負傷者の人名に関わる緊急度、重症度の容態観察力を養うとともに、負傷者にとって早期の治療が開始され救命率の向上及び後遺症の軽減が図られるよう、ドクターヘリ及びドクターカーの積極的な活用促進を図ります。また、地域医療機関との連携体制をより一層強化します。 (2) 川西消防署 消防指令センター等との連携を図り、重篤な傷病者を早期に医師の管理下に置き、治療までの期間を短縮するため、事故等の発生状況及び地域に応じ、ドクターヘリ及びドクターカーを積極的に要請します。 (3) 北部消防署 救急隊員として交通事故現場における負傷者の人名に関わる緊急度、重症度の容態観察力を養うとともに、負傷者にとって早期の治療が開始され救命率の向上及び後遺症の軽減が図られるよう、ドクターヘリ及びドクターカーの積極的な活用促進を図ります。また、地域医療機関との連携体制をより一層強化します。

3 救急法の普及

(1) 佐久消防署

救急隊が到着するまでの間、現場に居合わせた人によって早期に適切な応急救護処置が行われるよう、救命講習・応急手当講習等を促進します。

(2) 川西消防署

ア 応急手当講習会等の開催

応急手当講習会・救命講習会を通じて、交通事故発生時の負傷者に対し、迅速かつ的確な応急手当が実施できるよう、住民に対し知識及び技能を普及することにより、救命率の向上を図ります。

イ 広報紙、ケーブルテレビ等を活用した各種事故に対する普及啓発

(3) 北部消防署

救急隊が到着するまでの間、現場に居合わせた人によって早期に適切な応急救護処置が行われるよう、救命講習・応急手当講習等を促進します。

第4章 被害者援護体制の充実

市環境部生活環境課

令和6年度事業方針	
1 交通災害共済制度の普及促進	<p>交通事故により被害を受けた人を救済するため、県内15市が共同で行っている「長野県民交通災害共済組合」の交通災害共済制度を広く市民に周知し、未加入者の加入促進を図ります。</p> <p>交通事故により負傷した場合、入院(通院)日数に応じてお見舞金を支給します。</p>
(1) 年会費	<p>ア 一般会員 1人400円</p> <p>イ 特別会員 1人100円または400円(公費負担)</p> <p>3歳以上15歳未満、生活保護家庭、身体障害者手帳1・2級該当者、療育手帳所持者を対象とします。</p>
(2) 交通災害見舞金額	<p>死亡時の100万円を上限、入(通)院日数により12等級に分かれており、最低保証2万円(通院2日～)</p> <p>請求期限は交通事故発生日から2年間</p>
令和6年度実施計画	
1 交通災害共済制度の普及促進	<p>市が発行する広報誌やFMラジオ放送等のメディアを活用しての広報周知を積極的に行い、制度の普及と加入促進を図ります。</p>
2 交通災害共済見舞金の的確な申請手続きの推進	<p>交通災害共済見舞金の請求に対しては、規定に沿って適切に審査するとともに、申請者に対しては親切で分かりやすい説明を行い、的確に手続きを実施します。</p>

第5章 鉄道交通の安全に関する施策

J R 東日本小海線統括センター

令和6年度事業方針
1 鉄道における交通安全対策 (1) 踏切事故の防止 (2) 自動車運転時等の事故防止 (3) 異常時等における安全・安定輸送の確保に向けた取組み推進
令和6年度実施計画
(1) 踏切事故の防止 ア 踏切安全設備及び踏切警標等の点検設備の実施 イ 踏切通行者等に対する啓発運動の推進 ウ 警察署や自治体等と連携した啓発運動の実施 エ 模擬踏切等を活用した保育園や幼稚園児への出前講座の実施 (2) 自動車運転時等の事故防止 ア 全国交通安全運動の実施にあわせ社員教育を実施 イ 交通機関に従事する者として交通マナー向上教育を実施 (3) 異常時等における安全・安定輸送の確保に向けた取組み推進 ア 災害発生時における迅速かつ的確な避難誘導及び情報提供の実施 イ 社内訓練会などの異常時対応能力向上に向けた取組を実施 (ア) 列車疎開訓練等、防災・減災に向けた訓練を展開 (イ) テロ対策訓練等、想定外も想像して安全を先取る訓練を展開

第6章 通学路の交通安全対策

佐久市通学路安全推進会議

令和6年度事業方針	
1 通学路における交通安全対策	通学路交通安全プログラムに基づき、道路管理者、交通管理者等と連携して、児童生徒が安全に登下校できるよう通学路の安全確保を図ります。
令和6年度実施計画	
1 通学路の安全確保	<ul style="list-style-type: none">(1) 通学路安全推進会議では、通学路の危険箇所をメンバーで共有し、通学路の安全対策について、より効果的な方法を検討していきます。(2) 学校教育課、学校関係者、道路管理者、佐久警察署等により、学校対策要望の優先順位が高い箇所について合同点検を実施します。(3) 通学路の要望箇所については、通学路安全推進会議のメンバーと連携を密にして対応状況の情報共有を図ります。(4) 安全対策については、ハード面だけでなく、ソフト面での対策も検討していきます。

令和6年度佐久市交通安全対策実施計画

令和6年8月

発行 佐久市・佐久市交通安全対策協議会

編集 佐久市 環境部 生活環境課

事務局 〒385-8501

長野県佐久市中込3056

電話：0267(62)3094

FAX：0267(62)2289

URL：<https://www.city.saku.nagano.jp>